

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

改正前	改正後
<p>店頭外国為替証拠金取引説明書</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引説明書</p>
<p>(略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(略)</p> <p>取引手数料は無料です。詳しくは、<u>別紙1</u>をご参照ください。</p> <p>(略)</p> <p>当社は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>(略)</p> <p>○ COMMERZBANK AG(銀行業：BAFIN [ドイツ連邦金融監督庁])</p> <p>○ <u>クレディ・スイス銀行(銀行業：U.K.FSA [英国金融庁])</u></p> <p><u>Credit Suisse Bank AG</u></p> <p>○ ドイツ銀行(銀行業：BAFIN [ドイツ連邦金融監督庁])</p> <p>Deutsche Bank AG</p> <p>(略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。</p> <p>1. 取引の方法</p> <p>当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次のとおりです。<u>(追加)</u></p> <p>a. 取引の対象は、<u>別紙1記載の通りとなります。</u></p> <p>b. 取引単位は、<u>各通貨ペアに共通で、1,000 通貨単位(オフショア中国人民币/</u></p>	<p>(略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(略)</p> <p>取引手数料は無料です。詳しくは、<u>別途規定する各商品の取引要綱</u>をご参照ください。</p> <p>(略)</p> <p>当社は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>(略)</p> <p>○ COMMERZBANK AG(銀行業：BAFIN [ドイツ連邦金融監督庁])</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○ ドイツ銀行(銀行業：BAFIN [ドイツ連邦金融監督庁])</p> <p>Deutsche Bank AG</p> <p>(略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。</p> <p>1. 取引の方法</p> <p>当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次のとおりです。<u>なお、ここでは各商品の共通項目について説明しておりますので、詳細は各商品の取引要綱をご参照ください。また、店頭外国為替証拠金取引等に関わる行為は、各商品の口座で行われるためご注意ください。</u></p> <p>a. 取引の対象は、<u>各商品の取引要綱をご参照ください。</u></p> <p>b. 取引単位は、<u>各商品の取引要綱をご参照ください。</u></p>

日本円は、10,000 通貨単位) とします。

c. 取引提示価格の最小単位は、各通貨ペアに共通で、対円通貨の場合下 3 桁、外貨同士の組合せの場合、小数点以下 5 桁とします。

d. (略)

e. 建玉は、お客さまの指定するところに従い、「差金決済」または「受渡決済」のいずれかにより、最終決済できます。

f. ～i. (略)

2. 取引証拠金

(1) 取引証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、(2)の必要証拠金以上の額を、事前に当社に差し入れて下さい。

(2) 必要証拠金の額

必要証拠金額は別紙 1 をご参照ください。なお、各通貨ペアにおける売りの建玉の合計と買いの建玉の合計とを比較し、建玉の合計の多い方に対して証拠金が必要となります。

(新設)

(3) 現金の引出し

口座清算価値のうち、各通貨の現金部分は、口座清算価値が必要証拠金の額を下回らない範囲で引き出すことができます。

(4) 評価損益

(略)

(5) 有価証券等による充当

(略)

(6) 強制ロスカットの取扱い

(略)

(7) 取引証拠金を所定の日時まで差し入れない場合の取扱い

c. 取引提示価格の最小単位は、各商品の取引要綱をご参照ください。

d. (略)

e. 建玉の「最終決済」は、各商品の取引要綱をご参照ください。

f. ～i. (略)

2. 取引証拠金

(1) 取引証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、(2)の必要証拠金以上の額を、事前に各商品の口座に差し入れて下さい。

(2) 必要証拠金の額

必要証拠金額は各商品の取引要綱をご参照ください。

(3) 維持証拠金の額

維持証拠金額は各商品の取引要綱をご参照ください。なお、各通貨ペアにおける売りの建玉の合計と買いの建玉の合計とを比較し、建玉の合計の多い方に対して証拠金が必要となります。

(4) 現金の出金、口座間振替

口座清算価値のうち、各通貨の現金部分は、口座清算価値が必要証拠金の額を下回らない範囲で口座間振替、または出金することができます。

(5) 評価損益

(略)

(6) 有価証券等による充当

(略)

(7) 強制ロスカットの取扱い

(略)

(8) 取引証拠金を所定の日時まで差し入れない場合の取扱い

(略)

(8) 取引証拠金の返還

お客さまが上記(3)で出金可能となる証拠金の返還を請求したときは、原則として請求の4営業日以内に返還します。

3. 決済に伴う金銭の授受

(略)

4. 益金に係る税金

2012年1月1日以降、個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイントの収益)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税×2.1%*、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

(略)

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客さまが当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

(略)

(2) 注文の指示事項

(略)

a. ～g. (略)

(追加)

(3) 証拠金の差入れ

(略)

(4) 建玉の結了

(略)

(9) 取引証拠金の返還

お客さまが上記(4)で出金可能となる証拠金の返還を請求したときは、原則として請求の4営業日以内に返還します。

3. 決済に伴う金銭の授受

(略)

4. 益金に係る税金

2012年1月1日以降、個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイントの収益)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%*、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

(略)

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客さまが当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

(略)

(2) 注文の指示事項

(略)

a. ～g. (略)

h. その他、お客さまの指示によることとされている事項

(3) 証拠金の差入れ

(略)

(4) 建玉の結了

建玉を結了するには、お客さまの指定するところに従い、「差金決済」または「受渡決済」のいずれかにより、最終決済をする必要があります。

(5) ～(6) (略)

(7) 手数料

当社の手数料は、別紙1のようになっています。

(8) ～(10) (略)

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくはカスタマーデスクにお尋ね下さい。

0120-30-8806

口座開設済みのお客さま	取引等に関するお問合わせの方	<u>月曜日午前 07:00～土曜日午前 07:00 (平日 24時間)</u> ※暗証番号が必要となります。
	ユーザーID・パスワードをお忘れの方	<u>月曜日午前 07:00～土曜日午前 07:00 (平日 24時間)</u>
口座開設をご検討中のお客さま		平日 午前 08:00～午後 07:00

店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為

(略)

当社の概要

1. 当社の概要

会社名 セントラル短資FX株式会社
Central Tanshi FX Co., Ltd.
所在地 〒108-6314 東京都港区三田 3-5-27 三田ツインビル西館 14F
TEL 03-5419-3300 (代表)
URL <http://www.central-tanshifx.com/>
設立 2002年3月

建玉を結了するには、お客さまの指定するところに従い、最終決済をする必要があります。なお、建玉の結了方法は、各商品の取引要綱に準じます。

(5) ～(6) (略)

(7) 手数料

当社の手数料は、各商品の取引要綱のとおりです。

(8) ～(10) (略)

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくはカスタマーデスクにお尋ね下さい。

0120-30-8806

口座開設済みのお客さま	取引等に関するお問合わせの方	<u>平日 午前 07:00～午後 11:00</u> ※暗証番号が必要となります。
	ユーザーID・パスワードをお忘れの方	<u>平日 午前 07:00～午後 11:00</u>
口座開設をご検討中のお客さま		平日 午前 08:00～午後 07:00

店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為

(略)

当社の概要

1. 当社の概要

会社名 セントラル短資FX株式会社
Central Tanshi FX Co., Ltd.
所在地 〒108-6314 東京都港区三田 3-5-27 三田ツインビル西館 14F
TEL 03-5419-3300 (代表)
URL <http://www.central-tanshifx.com/>
設立 2002年3月

資本金 1,319,650,000 円
 主要株主 セントラル短資株式会社
 日短キャピタルグループ株式会社
 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 株式会社クレディセゾン
 株式会社三井住友銀行
 野村證券株式会社
 代表者 代表取締役社長 松本 一榮
 業務内容 金融商品取引業（第一種金融商品取引業）
 登録番号 関東財務局長（金商）第 278 号
 兼業業務 ○外国為替証拠金取引トレードシステムの提供・運営
 ○外国為替の情報配信サービス
 加入する協会等 一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1504）

2. 当社への連絡方法

代表電話 03-5419-3300（平日午前 09：00～午後 05：00）
 カスタマーデスク 0120-30-8806
 Eメール：support@central-tanshifx.com
 お問い合わせフォーム <http://www.central-tanshifx.com/support/about/>

口座開設済みのお客さま	取引等に関するお問い合わせの方	<u>月曜日午前 07:00～土曜日午前 07:00（平日 24 時間）</u> ※暗証番号が必要となります。
	ユーザーID・パスワードをお忘れの方	<u>月曜日午前 07:00～土曜日午前 07:00（平日 24 時間）</u>
口座開設をご検討中のお客さま		平日 午前 08：00～午後 07：00

(略)

資本金 1,319,650,000 円
 主要株主 セントラル短資株式会社
 日短キャピタルグループ株式会社
 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 株式会社クレディセゾン
 株式会社三井住友銀行
 野村證券株式会社
 代表者 代表取締役社長 松本 一榮
 業務内容 金融商品取引業（第一種金融商品取引業）
 登録番号 関東財務局長（金商）第 278 号
 兼業業務 ○外国為替証拠金取引トレードシステムの提供・運営
 ○外国為替の情報配信サービス
 加入する協会 一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1504）

2. 当社への連絡方法

代表電話 03-5419-3300（平日午前 09：00～午後 05：00）
 カスタマーデスク 0120-30-8806
 Eメール：support@central-tanshifx.com
 お問い合わせフォーム <http://www.central-tanshifx.com/support/about/>

口座開設済みのお客さま	取引等に関するお問い合わせの方	<u>平日 午前 07：00～午後 11：00</u> ※暗証番号が必要となります。
	ユーザーID・パスワードをお忘れの方	<u>平日 午前 07：00～午後 11：00</u>
口座開設をご検討中のお客さま		平日 午前 08：00～午後 07：00

(略)

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

(略)

○ 決済日 (けっさいび)

外国為替の銀行間取引市場における通貨交換日のことで、資金の決済日をいいます。通常、取引日の 2 営業日後となります。この決済日のことをバリュエート (Value Date) ともいいます。

(新設)

(略)

○ 差金決済 (さきんけっさい)

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

(新設)

(略)

○ 新規注文 (しんきちゅうもん)

新たに発注する買建玉あるいは売建玉注文のことをいいます。

(新設)

(略)

「店頭外国為替証拠金取引」別紙 1

(略)

以上

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

(略)

○ 決済日 (けっさいび)

外国為替の銀行間取引市場における通貨交換日のことで、資金の決済日をいいます。通常、取引日の 2 営業日後となります。この決済日のことをバリュエート (Value Date) ともいいます。

○口座間振替 (こうざかんふりかえ)

同一名義の異商品口座間でお客さまの証拠金の一部または全部を振り替えることをいいます。

(略)

○ 差金決済 (さきんけっさい)

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

○自動売買取引 (じどうばいばいとりひき)

システムトレードともいい、お客さまがあらかじめ選択したストラテジに従って自動で行う売買取引をいいます。

(略)

○ 新規注文 (しんきちゅうもん)

新たに発注する買建玉あるいは売建玉注文のことをいいます。

○ストラテジ

自動売買取引を行う際、あらかじめその取引方法等をプログラム化したものをいいます。

(略)

(削除)

以上